

令和4年度日向市集団指導資料

(高齢者支援係担当分)

令和4年7月

## 【 集団指導用資料 ～権利擁護について～ 】

担当係:高齢者支援係

### 1. 権利擁護とは

「権利」とは

- ある物事を自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力
- 一定の権利を自分のために主張し、またはこれを享受することができる法律上の能力

「擁護」とは

- 危害・破壊を加えようとするものから、かばい守ること。
- 批判・破壊・侵害など攻撃作用を受けている、または受けるおそれのある対象を守ろうとする行動・機能

(地域にある課題の例)

- ◇自分らしい生活を送るための契約や権利行使ができない
  - ・判断能力の低下により、福祉サービスの利用契約ができない。
  - ・適切な金銭管理ができず支払いが滞る、新たなサービスが利用できない。
  - ・各種申請や諸手続きができない。(内容や必要性が判断できない)
- ◇だまされている等の状況理解ができず権利侵害を受けやすい
  - ・消費者被害、第三者からの経済的搾取
  - ・虐待(年金等の搾取)
- ◇他者の支援を拒否し、支援することが難しい
  - ・すでに生活破綻や生命の危機にあっても・・・(ゴミ屋敷問題等)
- ◇養護者(保護者)からの行為等で生活の質が著しく低い状況
  - ・暴言や暴力などによる恐怖心を抱えている
  - ・養護者(保護者)への恐怖心や遠慮から意思表示ができない

⇒これらの「権利が侵害された(行使することが困難な)状態」に対し、支援策を講じ権利を擁護しなければならない。

## 2. 日常生活自立支援事業・成年後見制度

### 【日常生活自立支援事業】

(目的)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うもの。

(対象者)

- ①判断能力が不十分な人(認知症、知的障がい、精神障がいなど)
  - ②本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人
- ※①と②のいずれも満たす人  
⇒意思判断能力の低下はあるものの契約能力はある人

(実施主体)

宮崎県社会福祉協議会(一部業務は市社協へ委託)  
相談窓口は市社協

### 【成年後見制度】

(目的)

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を法律的に保護し、支えるための制度。

⇒例えば、本人のために預貯金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買・賃貸借契約等をする必要があっても、本人の判断能力が全くなければ、これらの行為はできません。たとえ行ったとしても、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあります。第三者が行えば、場合によっては権利侵害にあたるおそれもあります。  
このような場合に、家庭裁判所が本人に対する援助者(後見人等)を選び、その援助者が本人のために活動する制度になります。

(対象者)

- ①将来の不安に備えたい人 ⇒ 任意後見制度による任意後見契約  
※公証役場にて公正証書を作成
- ②既に判断能力が不十分な人 ⇒ 法定後見制度(後見・保佐・補助)  
※判断能力により類型が決まる

(後見人等の職務)

①身上保護(本人の生活、医療・介護・福祉サービス利用等に関する事)

- ・医療に関する事項(診療契約、入院契約、医療費支払等)
- ・住居の確保に関する事項(賃貸借契約、賃料の支払等)
- ・施設の入退所および処遇の監視・異議申立て等に関する事項  
(施設契約・支払等)
- ・介護や生活維持に関する事項(介護契約、生活保護申請、支払等)

②財産管理(本人の財産とその法律行為に関する事)

- ・年金及び手当等の受領に必要な手続
- ・医療費を支払う手続
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続
- ・日用品等の代金を支払う手続

(後見人等の職務とならないもの)

- ・身分行為について代理権・同意権・取消権を行使すること  
⇒婚姻・離婚・遺言など
- ・事実行為としての家事や介護に関する行為  
⇒食事等の介助、清掃、送迎、病院等への付添いなど
- ・本人の身体に対する強制を伴う事項
- ・医療行為の同意 ⇒ 手術への同意など
- ・身体拘束への同意 ⇒ 車椅子やベッドへの固定・居室への隔離など
- ・終末期医療や尊厳死にかかわる決定、延命治療の中止
- ・身元引受人や身元保証人になること
- ・本人の財産を贈与・寄付すること
- ・投資などの取引を行うこと
- ・相続税対策をすること
- ・本人の居所を指定すること(居所指定権) など

(相談先について)

当該高齢者の住まう圏域の地域包括支援センターへの相談

### 3. 高齢者虐待防止とその対応

#### 【高齢者虐待防止法】

(目的)

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することがきわめて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

⇒高齢者を虐待行為から守ること、養護者(虐待者)の負担軽減や必要な支援を行うこと(つなげること)が目的である。養護者(虐待者)に罰を与えるものではない。

(定義)

①対象は65歳以上の高齢者。65歳未満の者についても、養護を必要とする方は法令に準じた対応が必要。

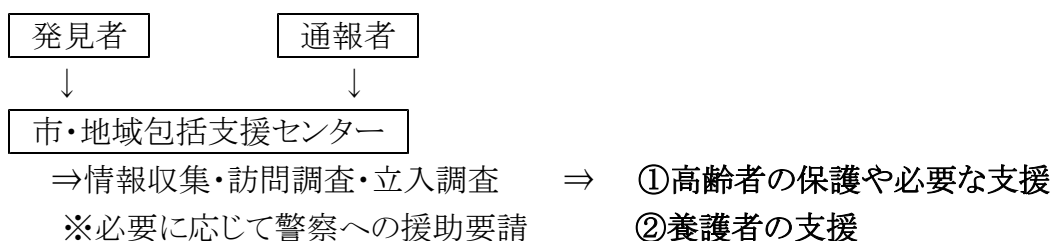
②「高齢者虐待」とは、次の2つをいう。

- (1) 養護者による高齢者虐待
- (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

③高齢者虐待の類型は、次の5つ。

- (1) 身体的虐待                      (2) 放棄・放任(ネグレクト)                      (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待                      (5) 経済的虐待

(高齢者虐待対応の流れ)



(相談通報について)

高齢者虐待防止法第7条において、「養護者による高齢者虐待に係る通報等」が明記されている。

◇第1項 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

◇第2項 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

⇒虐待が疑われるケースについては、通報・相談をお願いします。

(高齢者虐待の判断について)

高齢者本人の意思、養護者の意思や状況(疾患等も含む)、支援者の主観で虐待の有無の判断が変わることはなく、調査の中で確認される客観的事実に基づき、その行為が虐待であることを市町村が判断する。

「家族だから多少の暴言は仕方ない」「これがこの家族の関係性だから」「本人は叩かれたと言うが、アザや傷はないから虐待とは言えない」「本人にも悪いところはある」といった主観的な判断は、虐待対応の初動を遅らせるおそれがある。

⇒虐待行為が行われる(疑われる)状況は、一人の人間にとって非日常的な環境であることを意識しなければなりません。

#### 4. まとめ

意思判断能力の低下による今後の財産管理や契約等への不安、高齢者虐待(疑いも含む)ケースの相談に関しては、当該高齢者が住む圏域の地域包括支援センターへ、まずはご相談ください。